

自主的避難等対象区域（郡山市）で実家の両親と同居し、夫が単身赴任を終えるまでは両親との同居を続ける予定であったが、原発事故後に夫の単身赴任先である外国に避難した妻子について、国際航空運賃の一部を含む避難交通費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

1 平成23年分

(1) 避難費用

- ① 避難交通費（平成23年3月11日～同年12月末日）
金234,000円
- ② 宿泊謝礼金（平成23年3月11日～同年12月末日）
金32,000円
- ③ 宿泊費用（平成23年3月11日～同年12月末日）
金69,970円

(2) 生活費増加費用

- ① 家財道具購入費用（平成23年3月11日～同年12月末日）
金100,000円
- ② 面会交通費（平成23年3月11日～同年12月末日）
金120,000円
- (3) 精神的損害（平成23年3月11日～同年12月末日）
金320,000円

(4) 線量計(○、充電器)購入費用

- (平成23年3月11日～同年12月末日)
金30,000円

2 平成24年分

- (1) 避難交通費（平成24年1月1日～同年3月26日）
金50,000円
- (2) 避難雑費（平成24年1月1日～同年3月26日）
金60,000円

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,015,970円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金840,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年12月19日

(仲介委員 清水貴行)